

公 告

一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 2 8 日

鳥取市病院事業管理者 大石 正博

1 業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名 | 鳥取市立病院定期点検業務 |
| (2) 業務内容 | 本業務は、建築基準法（以下、「法」という。）第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づく、調査・点検を実施するものである。 |
| (3) 対象建築物 | 鳥取市立病院本館及び附属建物 |
| (4) 業務期間 | 契約日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令和 5 年度及び令和 6 年度において鳥取市及び鳥取市水道局が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和 7 年鳥取市告示第 392 号）に基づく入札参加資格を有すること。
- (2) この公告の日から令和 8 年 9 月 11 日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止措置（同要綱附則第 2 項の規定による廃止前の鳥取市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和 60 年 5 月 24 日制定）に基づく指名停止措置を含む。）を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) この公告の日から令和 8 年 9 月 11 日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく建築士事務所の登録を受け、同法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士又は同条第 3 項に規定する二級建築士の資格を有する者を、本業務に管理技術者として配置することができること。

3 入札説明書の交付

入札説明書（契約条項を含む。）は、鳥取市立病院ホームページ(<https://hospital.tottori.tottori.jp/>)に掲載するとともに、次のとおり希望者に直接交付するものとする。

- (1) 場所
鳥取市市場一丁目 1 番地 鳥取市立病院 3 階事務局内
鳥取市立病院 総務課業務管理室（電話：0857-37-1522）
- (2) 期間

この公告の日から令和 8 年 9 月 8 日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する鳥取市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

4 入札参加の申し込み

この入札に参加を希望する者は、2 の入札に参加する者に必要な資格に関する事項に掲げる要件を全て満たすことを証明する書類を、3 の(1)の場所に、3 の(2)の期間中に提出しなければならない。

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 場所 鳥取市市場一丁目 1 番地 鳥取市立病院 3 階会議室
- (2) 日時 令和 8 年 9 月 1 1 日 午前 1 0 時 0 0 分

6 無効となる入札の範囲

この公告に示す入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及びこの公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

鳥取市契約規則（昭和 3 9 年鳥取市規則第 3 号）第 1 1 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、この入札には鳥取市測量等業務最低制限価格試行要領に基づく固定型最低制限価格が設定されています。

8 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 詳細は、入札説明書による。
- (5) 問い合わせ先 鳥取市立病院 総務課業務管理室
電話：0 8 5 7－3 7－1 5 2 2
ファクシミリ：0 8 5 7－3 7－1 5 5 3